

告示

埼玉県告示第四百六十五号

横瀬町における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和四年五月十日

埼玉県知事 大野 元裕

横瀬町	調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の調査を行った地区	年月日
令和三年度	令和二年度	令和元年度	地籍簿一冊字横瀬の一部	令和四年四月二十七日